

京都市上下水道局告示第24号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号及び第3号の規定に基づき商号及び営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年6月19日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市西京区桂上野今井町5

株式会社 仁木工業

代表取締役 仁木 秋作

2 変更事項

(商号の変更)

仁木工業から株式会社仁木工業に変更

(営業所所在地の変更)

京都市西京区上桂前田町5番地2 鷗館1階から京都市西京区桂上野今井町5番地に変更

(上下水道局下水道部管理課)